

解体業変更届出・廃業等届について

横須賀市

1. 変更届、廃業等届とは

変更届、廃業等届は、すでに使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、法といいます。）に基づく許可を取得している方が、届け出ている標準作業書や役員等を変更したり、廃業をした際に行うもので、法により変更又は廃業の日から**30日以内**に届け出なければなりません。

2. 提出先

〒 238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市環境部廃棄物対策課（市役所1号館5階）

電話 046-822-8418（直通）

受付時間 平日 8:30から12:00、13:00から17:00

来庁して窓口で提出していただくか、郵送でも受け付けますが、郵送の場合は副本の返送用の切手を貼付した封筒を同封してください。許可証の書き換えを伴う変更届は、許可証返信用の封筒（切手460円を貼付したものに限ります。）またはレターパックプラス（520円）を同封してください。

3. 提出書類

必要事項を記載した指定の変更届又は廃業等届の様式に必要な書類を添付して、提出してください。

なお、届け出は、法に基づいて受けている登録、許可ごとに必要です。引取業、フロン類回収業の登録と、解体業の許可を有している場合、たとえ変更の内容が同じであっても、各々届出書を提出してください。この場合、証明書等の原本はいずれかの届出書に添付し、そのほかの届出書にはそのコピーの添付でかまいません。

参考

届け出の種類	届出書
登録・許可内容の変更	変更届出書 様式第7（法令様式）
廃業に関する事	廃業等届出書 第4号様式（横須賀市規則様式）

4. その他届出にあたっての注意事項

- 変更届出、及び廃業等届は、添付書類も含め**正本副本各1部の計2部作成**してください。副本に添付する証明書等はコピーしたもので構いません。
- 変更届には**許可証の写し**を必ず添付してください。
- 住民票は本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの。**
- 商業登記簿謄本、住民票等は**3か月以内**に発行されたものに限ります。
- 廃業等届出の場合には、廃業した解体業の許可証を添付してください。
- 変更により許可証の書き換えが必要な場合には、書き換えができた段階で連絡しますので旧許可証持参のうえ来庁してください。新しい許可証は旧許可証と引き換えで交付します。なお、**郵送による許可証の交付も承りますが、その場合には460円分の切手を貼付した返信用の封筒またはレターパックプラス（520円）をご用意ください。**

変更届に必要な添付書類

横須賀市

No.	変更事項	必要添付書類
1	個人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの）
2	法人の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○定款又は寄附行為
3	事業所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 ○解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
4	法人の役員及び政令で定める使用人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○当該変更にかかる者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの） ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
5	法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの） ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
6	法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○定款又は寄附行為 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
7	法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○当該変更にかかる者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの） ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
8	事業の用に供する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書 ○解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図 ○解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

No.	変更事項	必要添付書類
9	法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及住所	<p>○誓約書</p> <p>○当該変更に係るものの有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類</p> <p>○当該変更に係る者が個人である場合、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの）</p> <p>○当該変更に係る者が法人である場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</p>
10	個人の場合、政令で定める使用人の氏名及び住所	<p>○誓約書</p> <p>○当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものでマイナンバーが記載されていないもの）</p>
11	その他主務省令で定める事項	<p>☆標準作業書の記載事項</p> <p>→・誓約書</p> <p>・新旧の標準作業書（当該変更内容のわかるもの）</p> <p>☆他に解体業、破砕業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業の許可を取得している場合における当該許可に係る許可番号</p> <p>→・誓約書</p> <p>・当該許可証の写し（新しい許可番号がわかるもの）</p> <p>☆解体作業場以外で使用済自動車又は解体自動車の積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限</p> <p>→・誓約書</p> <p>・当該場所の平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（当該変更内容がわかるもの）</p>
※	廃業等届出について	<p>解体業の許可を受けている解体業者は、廃業した場合にはその日から30日以内にその旨を届け出てください。</p> <p>また、届出を提出する際には交付した許可証を添えて提出してください。</p>

「住民票の写し」について

Q. 「住民票の写し」とは、コピーのことですか？

A. いいえ違います。コピーされたものは「住民票の写しのコピー」となります。「住民票を取る」とよく言われますが住民票の原本は請求出来ません。そのため市町村の住民基本台帳から記録内容を写した「住民票の写し」が窓口で交付されることとなります。変更届などで「住民票」が必要な場合、この「住民票の写し」を市町村の担当窓口で請求して入手することとなります。